

議案第8号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後		
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
手数料を徴 収する事項	手数料の金額	手数料を徴 収する事項		
[略]	[略]	[略]		
建築物に關 する確認申 請又は計画 の通知（北 上市が申請 するものを 除く。）の 申請	床面積の合計（確認を受けた建築 物の計画の変更をして建築物を建 築する場合の計画の変更に係る部 分の床面積（床面積の増加する部 分にあっては、当該増加する部分 の床面積）、建築物を移転する場 合の移転に係る部分の床面積及び 確認を受けた建築物の計画の変更 をして建築物を移転する場合の當 該計画の変更に係る部分の床面積 は、2分の1とする。）	建築物に關 する確認申 請又は計画 の通知（北 上市が申請 するものを 除く。）の 申請	床面積の合計（確認を受けた建築 物の計画の変更をして建築物を建 築する場合の計画の変更に係る部 分の床面積（床面積の増加する部 分にあっては、当該増加する部分 の床面積）、建築物を移転する場 合の移転に係る部分の床面積及び 確認を受けた建築物の計画の変更 をして建築物を移転する場合の當 該計画の変更に係る部分の床面積 は、2分の1とする。 <u>ただし、既 存の1の建築物について2以上の 工事に分けて工事を行う場合の制</u>	[略]

			<p><u>限の緩和に係る認定を受けた建築物に係る手数料の金額は、床面積により算出した額の 2 分の 1 の額 (その額に1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円とする。)とする。)</u></p>
			<p>[略]</p>
仮設建築物の建築の許可申請	床面積の合計	[略]	<p>仮設建築物の建築又は既存の建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請(災害救助用又は災害における公益的建築物等を除く。)</p>
		100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<p>100平方メートルを超える500平方メートルを超えるもの</p>
		9万円	12万円
		[略]	[略]

既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請及びその認定の変更の申請	床面積の合計	[略]	既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請及びその認定の変更の申請	床面積の合計 <u>(用途の変更を伴う工事を行う場合の認定及びその変更にあっては、当該認定に係る部分の床面積は 2 分の 1 とする。)</u>	[略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 6 月 13 日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

建築基準法の改正に伴い、既存建築物を一時的に他の用途に転用する場合の許可及び用途の転用に係る全体計画の認定の申請に係る手数料を定めようとするものである。